◆小規模多機能型居宅介護の利用料金

介護度	介護保険給付費自己負担額			総合マネジメント体制強化加算	看護職員配置加算（Ⅰ）	宿泊費（1回）	食費（通い）（1日）		食費（宿泊）（1日）	
	1割負担	2割負担	3割負担				昼食	間食	夕食	朝食
要支援1	3,438単位／月	6,876単位/月	10,314単位/月	1,000単位		1,800円	480円	120円	460円	250円
要支援2	6,948単位／月	13,896単位/月	20,844単位/月							
要介護1	10,423単位／月	20,846単位/月	31,269単位/月		900単位					
要介護2	15,318単位／月	30, 636単位/月	45,954単位/月							
要介護3	22,283単位／月	44,566単位/月	66,849単位/月							
要介護4	24,593単位／月	49,186単位/月	73,779単位/月							
要介護5	27,117単位／月	54,234単位/月	81,351単位/月							

● 個人負担は「介護保険個人負担割合証」に基づきます。

● 入所して初めの30日のみ「初期加算」として、30単位／日が加算されます。

● 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方に「認知症加算（Ⅰ）」として800単位／月加算されます。

● 要介護2で、日常生活自立度のランクⅡに該当する方に「認知症加算（Ⅱ）」として500単位／月加算されます。

● 若年性認知症利用者の方の受入れの際、小規模多機能型居宅介護に該当する方に800単位/月加算されます。

介護予防小規模多機能型居宅介護に該当する方に450単位/月加算されます。

● 基本単位と加算の総計に対し、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）10.2%及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）1.2%及び

介護職員等ベースアップ支援加算1.7%が加算されます。

● 科学的介護推進体制加算として40単位/月加算されます。

● 1単位の単価は10.17円です。

● 介護保険給付費自己負担額は月あたりの定額制ですが、ご利用回数分の宿泊費・食費が加算されます。

● おむつ代・理美容代・クリーニング（業者委託）、及びその他の日用品消耗品等は実費負担となります。

[通常のサービス実施地域以外の利用者の送迎費用]

利用者宅から施設までの往復走行距離により算出し、走行1キロあたり150円を実費として別途負担していただきます

令和5年3月1日現在